

災害時要援護者 支援計画 特集号

平成25年
12月20日号

発行／草加市役所福祉課
〒340-8550
草加市高砂1-1-1
電話：048-922-1234
FAX：048-922-1066

災害時に孤立しないために 登録しましょう！

草加市災害時要援護者支援計画制度に登録してください

草加市では、災害時に支援が必要となる高年者や障がい者の方に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが、安全かつ速やかに行われる仕組みづくりを進めます。草加市災害時要援護者支援計画制度は、いざという時に孤立しないための制度です。

災害時
要援護者

12月20日登録受付開始

地域での
情報共有

登録



- 要援護者の隣近所の方
- 社会福祉協議会
- 地域の民生委員
- 市の関係機関



事前の所在把握による速やかな支援

▼問合せ先・申請先

○高年者(65歳以上)の方

草加市役所 長寿・介護福祉課(本庁舎西棟1階⑩番窓口)
〒340-8550 草加市高砂1-1-1
電話：048-922-1342(月～金曜日の8時30分～17時15分)
FAX：048-922-3279

○障がい者の方

草加市役所 障がい福祉課(本庁舎西棟1階⑨番窓口)
〒340-8550 草加市高砂1-1-1
電話：048-922-1436(月～金曜日の8時30分～17時15分)
FAX：048-922-1153

○計画全般の問合せ

草加市役所 福祉課(本庁舎別館1階⑧番窓口)
〒340-8550 草加市高砂1-1-1
電話：048-922-1234(月～金曜日の8時30分～17時15分)
FAX：048-922-1066

「災害時要援護者名簿」・ 「災害時要支援者名簿」の 作成にご協力を

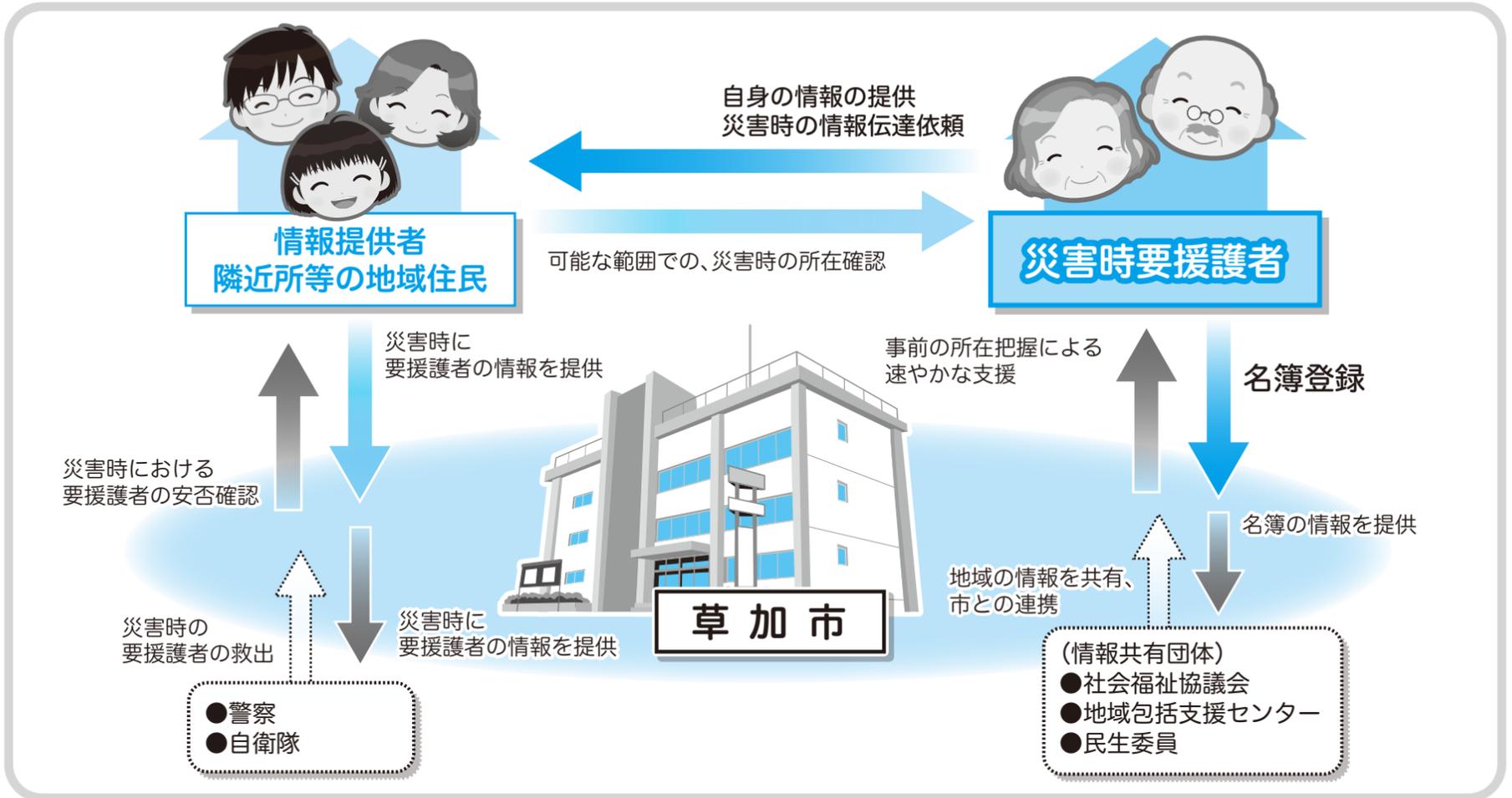
平成25年8月より地域の民生委員さんが見守り活動の一環として、高年者や障がい者の方を対象とした「災害時要支援者名簿」を作成されています。

民生委員さんが作成している名簿と、これから市で作成する「災害時要援護者名簿」は対象者、提供先が異なります。

対象者の方によっては、両方の名簿で手続きをしていただく場合があります。

大変お手数をおかけしますが、どちらにつきましてもご協力をお願いします。

5. 登録フローチャート



6. 要援護者(登録者)

制度の登録対象者は、原則として、日常的に支援が必要な方で、見守る方がいない単身・準単身の方を対象とします。

7. 情報提供者

災害があった時に救助者等(警察、消防、自衛隊や自主的な救助活動を行う団体など)に要援護者の情報を提供する方です。

災害時要援護者本人が自分の隣近所に住んでいる方に、自身の情報を提供し、自身の情報の保有と災害時における可能な範囲での所在確認や救助者等への情報伝達を依頼します。

災害時に直接要援護者の避難支援を行う方ではありません。

せんが、災害時や災害後に要援護者の安否確認を行うために、市や民生委員等からご連絡をさせていただくことがあります。

そのため、情報提供者の情報を災害時要援護者支援計画にある関係機関に、要援護者本人の情報と併せて事前に配布させていただきますので、ご了承ください。

8. 情報共有団体

要援護者本人が居住する地域を担当する草加市民生委員・児童委員協議会、草加市社会福祉協議会、地域包括支援センターについては、要援護者本人の同意(申請書提出時に同意書(申請書にある)に署名・捺印をしていただきます。)に基づいて、市から情報を提供し共有を図ります。

草加市地域福祉講座、災害時要援護者支援計画説明会について

草加市では、毎年地域での福祉に関する現状や課題を共有し、地域活動のあり方について考える「地域福祉講座」を開催しています。本年度は「災害時の支え合い」をテーマに行います。その講義の一つとして、災害時要援護者支援計画の講座も行う予定です。参加を希望される方は、電話かファックスで福祉課まで申し込んでください。

申込先:草加市役所 福祉課 電話:048-922-1234 ファックス:048-922-1066

◆草加市地域福祉講座

日時:平成26年1月22日(水)、23日(木)
午後1時30分～4時45分
会場:高砂コミュニティセンター 集会室
定員:30人程度

※要援護者支援計画の講座は、22日(水)となります。
また、22日、同会場で災害時要援護者支援計画の説明会を開催します。その場で名簿登録の申請を行うことも可能です。お気軽にご参加ください。参加を希望される方は、電話かファックスで福祉課まで申し込んでください。

◆災害時要援護者支援計画説明会

日時:平成26年1月22日(水)
第1回目:13時30分～
第2回目:14時30分～
第3回目:15時30分～
会場:高砂コミュニティセンター 第2会議室
定員:各回20人(先着順の受付になります。)

草加市災害時要援護者支援計画の 登録について

登録は平成25年12月20日～平成26年1月31日まで
市で把握している対象者の方は、計画の冊子、申請用紙を送付させていただきます。



1. 計画の対象者

草加市災害時要援護者支援計画における要援護者の基準及び範囲は、次のとおりです。**基準①及び②に該当し、かつ範囲の①～⑥に該当する方(範囲の⑥を除く。)**

基準

次の①と②両方に該当する方

- ① 日常的に支援が必要な方
- ② 見守る方がいない単身・準単身者

範囲

- ① 独居及び高年者(65歳以上)のみの世帯等で「あんしん見守りネットワーク」、「配食サービス」を利用している方。
- ② 要介護3以上で、独居の方や家族がいても支援を受けられない状況にある方。
- ③ 身体障がい者手帳 1・2・3級の手帳を所持している方(すべて上肢のみは除く。)で、独居の方や家族がいても支援を受けられない状況にある方。
- ④ 療育手帳 ○A・A・Bの手帳を所持している方で、独居の方や家族がいても支援を受けられない状況にある方。
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2級の手帳を所持している方で、独居の方や家族がいても支援を受けられない状況にある方。
- ⑥ 特別障害者手当の受給資格の認定を受けている方(単身・準単身は問わない。)

※ 上記①～⑥の方については、申請書を郵送します。
万が一、申請書が届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。

2. 計画の登録方法

本計画は、災害時に皆様の速やかな支援を行うことを目的としています。

災害時のいち早い、助け合いの仕組みづくりのためにも必要な計画となります。

大変お手数をおかけしますが、以下の要領で登録手続きのご協力をお願いします。

◎本制度への登録に同意していただける場合

草加市災害時要援護者個別計画登録申請書(黄色の用紙)に必要事項をご記入の上、返信用封筒で郵送または高年者、障がい者それぞれの市役所担当課へご持参ください。

◎本制度への登録に同意いただけない場合

連絡票に必要事項をご記入の上、返信用封筒で郵送または市役所担当課へご持参ください。

3. 登録された方への支援内容

草加市災害時要援護者支援計画では、登録していただいた情報を、要援護者が依頼した隣近所の方や地域の民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市の関係機関で共有します。

地域の要援護者を災害が発生してから把握するのではなく、当制度の登録により事前に所在を把握することで、災害時に速やかな支援を行うことができます。

4. 個人情報の取扱い

登録していただいた個人情報については、行政内及び支援組織内において適正に管理し、申し込まれた方の安否確認及び避難支援以外の目的には使用しません。

ご質問にお答えします

【計画全般について】

問1 登録は強制でしょうか。

答え 登録は強制ではありません。
草加市災害時要援護者支援計画では、皆様の個人情報を所在確認のため使わせていただく場合があります。趣旨をご理解いただいたうえで、登録をお願いします。

問2 登録すると何があるのでしょうか。

答え 草加市災害時要援護者支援計画では、登録していただいた情報を、要援護者が依頼した近隣の情報提供者や地域の民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、市の関係機関で共有します。地域の要援護者を災害が発生してから把握するのではなく、登録により事前に所在を把握することで、災害時に速やかな支援を行うことができます。

【登録手続きについて】(要援護者本人)

問5 要援護者の範囲にあてはまりませんが登録をしたいのですが。

答え 草加市災害時要援護者支援計画は、災害時に自力で避難することが困難な方、よりリスクの高い方への計画とさせていただきますので、登録はできません。

問6 要援護者の範囲に該当しますが、用紙が届いていません。どうしたらいいですか。

答え 範囲に該当されるか確認のうえ、用紙を送付させていただきますので、問合せ先の草加市役所福祉課、長寿・介護福祉課、障がい福祉課までご連絡をお願いします。

問7 登録の手続きを行いました。登録内容に変更がありました。どのような手続きをすればいいのでしょうか。

答え 問合せ先までご連絡をお願いします。登録内容の変更用紙を送付させていただきます。

問8 代理申請はできるのでしょうか。

答え 登録者本人の方が障がい、高齢等の理由により記入が困難な場合には、代理申請が可能です。代理申請の際は、申請用紙に代理申請者の方が記載する項目がありますので、そちらに記入をお願いします。

問9 期限内に提出できません。提出期限が過ぎてしまいましたが、提出は可能でしょうか。

答え 提出期限が過ぎてしまった場合でも登録は可能ですので、手続きの際は、問合せ先まで、その旨をご連絡願います。1回目として登録期間を区切らせていただいておりますが、随時登録は可能です。

問10 情報提供者が見つかりません。登録は出来るのでしょうか。

答え 近隣の方に情報提供者の同意が得られなかった、どうしても提供者が見つからなかったなどの場合でも登録は可能です。その場合は情報提供者なしでの登録となります。

【登録手続きについて】(要援護者本人以外)

問15 情報提供者になってほしいと言われましたが、何をすればいいのでしょうか。

答え 情報提供者は、災害があった時に警察、消防、自衛隊などの救助者に要援護者の情報を提供する方です。
災害時の避難の際は、自身の安全確保を第一に、余裕がある場合には、要援護者の声かけを行い、要援護者の方の所在の確認にご協力をお願いします。
要援護者に救援が必要な場合には、警察、消防、自衛隊などの救助者に要援護者の方の所在をお伝えください。
災害時には、市や関係機関が要援護者の安否確認等の作業を行うことがあります。その際には情報提供者の方へ連絡がいく場合がありますので、ご協力をお願いします。

問3 登録した情報はどこに提供をするのですか。

答え 登録した情報は、草加市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の民生委員、また、災害時には状況に応じて、警察、自衛隊に提供します。

問4 登録をすれば助けてもらえるのでしょうか。

答え 草加市災害時要援護者支援計画は、要援護者の方の救助を保障するものではありません。登録をなさった方が、災害時にまわりから支援される人として、地域で孤立しないことを目的とした制度です。
災害時には、まず自分の身の安全を確保していただくこと、また地域での助け合いが大変重要になってきます。
要援護者の方が災害等で被災された場合、あらかじめ登録いただいた情報を、情報提供者の方や地域の関係機関で共有し、警察、消防、自衛隊等の救助者にお伝えさせていただきます。

問11 名簿の登録はしたいのですが、他団体に個人情報の提供をされたくありません。

答え 本制度は、登録していただいた情報を、要援護者の隣近所の方や地域の民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、市の関係機関で共有し、事前に所在を把握することで、災害時に速やかな支援を行うことを目的とした制度となります。
名簿の登録をご希望されるのであれば、個人情報の提供に同意をしていただくようお願いします。

問12 郵送で送りたいがありません。

答え 郵送での送付をご希望されない場合は、問合せ先へのご持参をお願いします。

問13 申請書を紛失しました。申請書の記入の仕方を間違えてしまいました。

答え 再度申請書を送付させていただきますので、問合せ先までご連絡をお願いします。

問14 以前名簿の登録の手続きを行いました。

答え 災害時要援護者名簿の登録については、平成24年度に松原団地をモデル地区として、事業を実施しています。そのため松原団地にお住まいの方で、昨年度登録をされた方は、今回は用紙を送付していません。
また、平成25年8月より、地域の民生委員による見守り活動の一環として、高齢者や障がい者の方を対象とした「災害時要支援者名簿」を作成しています。民生委員が作成されている名簿につきましては、市で作成する要援護者の名簿と対象者が異なります。
対象者の方によっては、民生委員の名簿と市の名簿と両方の名簿で手続きをしていただく場合もあります。大変お手数をおかけしますが、どちらにつきましてもご協力をお願いします。



問16 親と2人暮らしですが、日中留守でいません。その場合、登録は可能ですか。

答え 同居されている方が要援護者の範囲に該当し、登録の希望がある場合は、登録は可能です。
ただし、申請の際には、申請書の備考欄にその旨の記載をお願いします。

問17 知り合いを登録させたいのですが。

答え お知り合いの方が該当者であれば、登録は可能です。用紙がお手元にないようであれば、ご本人に用紙を送付させていただきますので、問合せ先までご連絡をお願いします。